

会 議	福 祉 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録
日 時	令和5年6月19日（月曜日） 開会 午前 9時05分 閉会 午前10時03分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 都 築 幸 夫 副委員長 田 境 毅 野 坂 純 子 松 本 忠 明 長 谷 川 進 石 原 昇 丸 山 千代子 鈴 木 久 夫 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	藤本和美議員、吉本智明議員、岩本知帆議員、 黒木一議員、廣野房男議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 住民こども部長 三 浦 正 義 参事(健康保健担当) 金 澤 一 徳 健康福祉部次長兼健康課長 長 谷 優一郎 住 民 課 長 野 澤 一 芳
議会事務局職員	主 任 主 査 手 嶋 大 地
会 議 に 付 し た 案 件	第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出25款 陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情 陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様には定刻前にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

6月2日の東海地方を襲いました台風2号による大雨の状況でありますけれども、先日、議会のほうに・・・に報告していただきました、台風2号による災害対策本部設置状況、これを見ますと、幸田町の被害報告、それから道路、河川、崖崩れの・・・ございますけれども、計214件と、大変多くの被害が発生しております。

町へのお願いでございますけれども、町民の皆さんが困らないように、早急な復旧対策をしていただくように、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、協議事項2点、陳情2件がございます。慎重審議で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長より挨拶をいただきたいと思います。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

今、委員長様からお話をいただきましたように、台風2号による影響といいますか、被害報告を、速報版で報告させていただいたところでございます。

お話ありましたように、214件ということであります。三河地方がかなり大きな被害を受けているということで、私どもも、三河全体で国のほうへ要望していきたいと思っております。

6月の21日でありますけれども、西尾の市長様、岡崎の市長様、幸田町長で、西三河ということでありますけれども、農林水産省への緊急要望を行いたいと思っております。既に東三河地域の中に幸田町も参加しまして、一旦は農林水産省の緊急要請も行っているところでございますけれども、6月21日は西三河の地域ということで、緊急要望を東京に行って、行いたいと思っております。

6月21日でありますけれども、総務教育委員会がございますが、現在欠席のほうをさせていただきますということで、届出をさせていただいてるところでございます。

それから、道路の関係でございます。以前情報をお流ししたとは思いますが、国道23号の名豊道路の終日通行止めの正式な連絡が、名四の国道事務局よりございました。豊橋バイパス、そして蒲郡バイパス、本町におきましては国道23号の蒲郡バイパスでございますけれども、終日切土の工事。岩盤を砕くということでありまして、9月の1日より12月の28日まで、年内ですけれども、終日通行止めを行うということでございます。豊橋バイパスのほうにおきましては、11月からでありますけれども、基本的には通行止めが年内ということで、報告させてよろしいかなと思っております。

これについては、かなり交通渋滞を招くんじゃないかな、特に幸田町の影響が大きいということで、トラック輸送のそういった輸送便が1日400便ぐらいこの地域で通っておるということの報告をいただいておりますので、かなり幸田町のほうに流れてくるということの可能性があるということでございます。

これについては、区長会のほうにしっかりと説明をしていきたいと思っておるところでございます。

それから、私は町村会長を2年間受けておりましたけれども、正式に6月の16日に町

村会長の任を閉じましたので、報告をさせていただきます。後任の愛知県町村会長は、蟹江町長様ということになりましたので、これについても報告をさせていただきたいと思っております。

雨も心配でありますけれども、災害の心配でありますけれども、彦左まつり等のイベントは予定どおりということでございますので、こういった祭り、イベント等もしっかり準備をしていきたいと思っております。

また、2週間前でしたかね、介護フォーラムということで、諏訪中央病院の名誉院長様の鎌田實様をお招きして、お話を聞いたということにおきましても、委員の皆様方には、御出席をいただいたということでありますので、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

本日は、提案させていただきました2つの議案について、慎重審議のほどをよろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより福祉産業建設委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 5分

委員長 これより、議事に入ります。

さきの定例会、本会議において本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

住民課長。

住民課長 第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

議案書17ページ、18ページ。議案関係資料は13ページ、14ページとなりますので、御参照ください。

今回の改正は、これまでコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機による、印鑑登録書の交付はマイナンバーを使っておりましたが、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、マイナンバーカードの利用者証明電子証明書と、機能を搭載したスマートフォンで、印鑑登録証明書の交付ができるようにするものであります。

このスマートフォンでの交付開始は、J-LISのシステム整備が整い次第となりますので、施行期日は規則の定める日といたしました。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 J-LISが整い次第ということでもありますけれども、これってどれ

ぐらいを予定されているのか、お伺いしたいというふうに思います。

委員長 住民課長。

住民課長 当初、説明会では秋口にはできるという予定はありましたが、先週 J－L I S に問い合わせたところ、年内に整備のほうを整えたいという回答をいただきました。

以上であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 当初の予定が遅れた理由といたしますか、それはどういうことなんでしょう。

委員長 住民課長。

住民課長 やはり全国のコンビニエンスストアのマルチ端末を全てチェックして行うということで、当初 J－L I S の見込みよりもマルチコピー機の数等が多かったもので、ちょっと今のところ、年内いっぱいという計画になっているそうです。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 幸田町内でのマルチコピー機を設置しているコンビニは、何台でしょうか。たしか、本会議でも何か説明があったというふうに思うんですが、ちょっと聞き漏らしたものですから。

委員長 住民課長。

住民課長 幸田町内のコンビニエンスストア、ファミリーマート、ローソン、あとマックスバリュ等になります。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 ですので、何軒なのかということなんですが。

セブンイレブンはないということなんですよ、とかミニストップですかね。幸田町にコンビニエンス色々ございますので。それは結構でございます。

それで、これはコンビニの台数が予定よりも大幅に多かったということで、遅れたということでもありますけれども、しかしながら、全国各地でこうしたマイナンバーに関しては、ひもづけが別の個人名になっていたりとか、そういうことでいろいろとトラブルも起きているということから、自治体によっては、ストップしたところもあるわけでございます。

そういうところから考えますと、やはり情報漏洩というのは、これは避けて通れない問題がこれからは発生してくるであろうということが、予想されるわけですが、その辺のところは、情報漏洩の関係ということでは、J－L I S のほうではどのような御回答、判断をされているのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

委員長 住民課長。

住民課長 現在、当初、印鑑証明等の誤交付されたのは、富士通 J a p a n という会社でありますので、その検証結果で、全てそういうデータを J－L I S のほうがフィードバックしまして、うちのほうの担当しているのが富士通ファイルなんですが、不具合の点検の項目を J－L I S のほうから富士通のほうにも送っていただいて、5月末までにその

結果を検証しなさいという指示がありまして、その検証の結果、異状なしという回答を得ています。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 個人情報ですね、やはりマイナンバーカードにひもづけをしていくというその作業は人が行うわけでありまして、たまたま今回は違ったわけではありますが、しかしながらこれからそういうことは予想されるわけであります。

そうした関係からいたしますと、やはり情報漏洩の危険性というのは、これからますます拡大するのではなかろうかというふうに思うんですが、その辺のところは、担当としてはデジタル、スマホに登録をした個人番号カードによって、実際カードを持ち歩かなくてもスマホで簡単に操作できて取得できるということに関しては、実際、所管としてはどのように思っておられるかということと、それから、やはり紛失した場合の危険性というのはかなり多いわけではありますが、その点においての、使用するに当たって、この危険性というのは、どのように捉えられておるのかをお尋ねしたいと思います。

委員長 住民課長。

住民課長 まずカードを交付する場合のときには、顔の確認と氏名・住所を確認してから、それから暗証番号等の登録して、それで終了して交付をしております。

それで、紛失等のことについては、総合窓口で連絡するようという注意書きを交付のときに1冊、薄い冊子なんですけど、それもお渡しして対応しております。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 今回は印鑑の登録に関するものでありますけれども、幸田町ではコンビニエンスサービスでは6サービスを行っているわけでありまして、それがこれから拡大するというようなことがあるのかどうなのか、お伺いしたいというふうに思います。

委員長 住民課長。

住民課長 今のところ、コンビニエンスストアでお渡ししている6サービス、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書の6サービスなんですけど、J-R I Sのほうから、ほかにこういうサービスのほうができるという提供があるようでしたら、またこちらのほうで検討のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 いずれにしても、簡単にこうした証明書等が取得をできる、いつでもどこでも取得できるというようなことができる体制への対応というのが、私はなっていないというふうに思うわけであります。

そうした点からいいますと、やはり情報漏洩の危険というのは避けて通れない問題だというふうに思いますが、そうした点におきまして、これは担当としては国の言うがままに全部をやっていくおつもりがあるのかどうなのかということと、それから、ほかの自治体でも全て、これは幸田町と同じ対応をされてきたのかどうなのか、併せてお伺い

したいと思います。

委員長 住民課長。

住民課長 こちらのほうは、マイナンバーカードの届出については、国の総務省から、また県を通じて指示がありますもので、その指導に従って、運用のほうを行っております。

他市町村の場合も、主にこの間、西三河の会議やっていたほかの課長さんにも聞いたところ、やはり J－R I S 等の指導のとおり行っていくということを回答していただいております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

副委員長 すみません、1点だけ確認させてください。

今回はマイナンバーカードを利用しているところに、スマートフォンでもその機能を持ってやれることになると思うんです。

そうすると、いわゆるマイナンバーカードをかざすことが、マイナンバーカード本体でも、自分の持ってる登録したスマホでもできるようになるんですが、2つ存在することになりますよね。

そうなった場合、例えば、紛失のときに紛失したことに気づけばいいんですけど、マイナンバーカードがどこかに行っていて、自分のスマホを持って自分のスマホで何かやったときに、全然違うところでそのマイナンバーカード本体を使われちゃった場合というのは、何か分かるようになってるんでしょうか。ちょっとリスク管理という点で、1点だけ確認させてください。

委員長 住民課長。

住民課長 マイナンバーカードの利用状況等は、マイナポータルで確認できますので、御本人さんで確認していただいて、それで、サポートセンターのほうに連絡をしていただくことになります。

委員長 副委員長。

副委員長 分かりました。

現状ですと、例えば、クレジットカードなんかはリスクを考えて、変な不具合で使われたときには通知が本人に来るようになってます。私もちょっと1件受けたことあるんですけど、マイナポータルには当然出て、マイナポータルの通知が来ると、飛んでくるんですけど、そこはやっぱり自分で管理をする必要があるということで理解すればよろしかったでしょうか。

委員長 住民課長。

住民課長 そうですね。委員のおっしゃるとおり、御本人でマイナポータルで運用状況を常に確認していただく必要があると思います。

以上です。

委員長 副委員長。

副委員長 じゃあ、そのところもぜひPRをしっかりしていただいて、それを登録された方がそういったところで不具合に遭わないように、トラブルに遭わないように、ぜひお

願いたいと思います。

以上です。

委員長 住民課長。

住民課長 そうですね。またこちらのほうで、スマートフォンにマイナンバーカードの利用者証明書を搭載する等に、ホームページにそのように注意喚起とデジタル庁に紛失時の注意がありますので、そこへ飛ぶように、ホームページ等を構成していきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第36号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数であります。

よって、第36号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出25款を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

健康課長。

健康課長 それでは第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の歳出の福祉産業建設委員会関係の部分の補足説明をさせていただきます。

別冊補正予算関係の12、13ページ。議案関係資料につきましては53、54ページになりますので、御参照ください。

25款衛生費、10項保健衛生費、20目母子衛生費の母子保健事業におきまして、昨年度から開始しました出産子育て応援事業につきまして、4年度の対象者で昨年度中に給付申請が行うことができなかった方に係る給付金10万円の方、150件分、5万円の方、140件分、これを併せますと、2,200万円の給付金の追加をお願いするものでございます。

3月上旬の時点では、本事業を繰越明許事業でと考えておりましたが、年度末の3月下旬になりまして、県が繰越明許を行わないと判断されたことにより、町も繰越明許をせずに、支払いのできなかった4年度の対象者の給付分を今回追加でお願いするものでございます。

なお、負担割合につきましては、国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1ということではありますが、端数調整を町の一般財源で行っておりますので、必ずしも町費イコール県費となつてはございませんので、御承知おきください。

また、歳入につきましては、総務教育委員会での説明となりますので、こちらも御承知おきください。

以上、福祉産業建設委員会に係る補正予算の補足説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 今現在の状況はどのようになってるのでしょうか。

例えば、既にこれは令和4年度分になっておりますので、3月31日までということでもあります。

そうしますと、例えば、まだまだ情報が行き渡らない世帯もあるということなのか、それとも、前にこの伴走型の子育て支援につきましたは、かなり遅れて、そして本来分かれている部分でも給付が遅れたということがあったわけなんです、その延長線上にあるということなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

委員長 健康課長。

健康課長 委員のおっしゃられた、まず令和4年度の実績ということかと思います。

既に申請があって支給した令和4年度の件数が、10万円の件数が121件、5万円の件数が18件でございまして、令和4年度予算としては1,300万円を執行いたしました。給付いたしました。

5年度の支給状況でございます。15万円、これはお子さんが2人見えるということで、双子の方が、15万円の方が2件ございました。10万円の方が、167件、5万円の方が、226件ございまして、これは6月16日の金曜日までに2,830万円を既に給付済みでございます。

あと委員のおっしゃられた、5年度内ということでございますが、通常、妊娠届だとか乳児の家庭全戸訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業のときに、申請書を必ず直接手渡ししておるものですから、漏れのないようには努めておること。

それから、転入転出につきましても、転入の方につきましても、転入手続が終わった際に、それ以降に、例えば母子健康手帳の幸田町の交付だとか、そのときに御案内しますので、漏れのないように努めておることでございます。

なるべく早いお支払いができるように、健康課としても努めてまいっておるという状況でございます。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 そうしますと例えば、大体年間の出生数が400件としますよね。400件としまして、今報告いただいた件数といろいろ考えますと、例えば、出生数プラスまた妊娠届出数ですので、かぶる部分もありますよね、まだ出産してないものですから。

要するに10万円の部分と5万円の部分と、これが時差であるわけですので、今回の補正を組まれた部分は150件と、290件になるわけなんです、数字がちょっと何か合わない。これは令和4年の分ですよね。ですので、ちょっと数字が何か合わないというふうに私は思うんですが、その辺のところをもう少し分かるように説明していただきたいなと思うんですが。

これは令和5年度分は入っていないということで、遡及適用ですので、そうするとちょっと実数が合わないんじゃないかなと思うんですが、いかがですかね。

委員長 健康課長。

健康課長 まず、令和5年度当初予算では対象者を380人と見込んでおります。今回お願いするのが、委員おっしゃられたとおり、未払いの部分。いわゆる、3月31日までに申請がなかった部分でございます。これが出生に関しては266件でございます、先ほど申し上げた121件を引きますと、145件になるかと思えます。そうしますと、転入もございますので、それも見込んで、転入してきたときに幸田町ではないところでは支給を受けなかった方についてもあるものですから、145件なんですけど150件、約、とさせていただいております。

5万円のほうが、今回140件をお願いしておるわけでございます。その部分も18件しかなかったものですから、そちらを引きますと、今回の金額、人数になるということで、今回の補正をお願いしておると、こういうことでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 どうも数のマジックがあるような感じに思うんですけれども。

要するに、今回の補正は、令和5年3月31日までの出生とプラス妊娠届出の分ということで、実数はどうなるのかということなんです。既に支払った分というのは、6月18日に支払った分、これは加わってないですね。これは前年度の分ということですよ、当然、補正です。

その辺がちょっといま一つ、具体的にもっと分かりやすく説明していただけたらと思うんですが。

委員長 健康課長。

健康課長 すみません、説明がちょっとうまくいかずにすみません。

まず出生した、令和4年度の出生して10万円の方については266件、先ほど申し上げたのは266件でございますので、受付が121件でございますので、残りの145件プラスアルファ5件で150件の方ということでございます。

また、妊娠届を出された方の件数が154件でございます。154件でございますので、これも申請した方が18件でございますので、そちらを差し引いて、これも少し転入の関係も見込んでまして、140件にさせていただいたとこういうことでございます。

ですから、10万円、妊娠届を令和4年度に、すみません、出生をされた件数が266件。妊娠届を出された方が154件ということでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 6月18日に振り込んだ金額というのは、これは当初予算でこんな金額なんですか。

委員長 健康課長。

健康課長 6月、令和5年度の先ほど申し上げた件数、合計しますと395件。金額にして2,830万円につきましては、既に振り込んでございます。

令和5年度当初予算での対応しておるということでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 とにかく時間差で支払いが生じてしまうということで、今回の場合は、遡及適用という形の中で対応したわけでありまして、実際これが2,200万円。こ

の分はいつまでの申請で、きちんと漏れのないように支払うことができるのか、それをお尋ねしたいと思います。

委員長 健康課長。

健康課長 4年度の分につきましては、令和6年までの手前ですから、今年度いっぱい是对象者に対して支給が可能となっているものですから、まだ4年度の対象者で受けておみえにならない方につきましても、何らかの方法で遡及適用してませんよというような広報、啓発していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第44号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出25款を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第44号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長 ただいま私どもが付託をさせていただきました2つの議案につきまして、慎重審議、ありがとうございます。

いろいろ御指摘をいただいた点については、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。また、本会議におきましても、提案どおり可決承認となりますことをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、慎重審議ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。理事者は退席をお願いいたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時36分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書全文の朗読は省略し、件名、陳情者の氏名・住所、陳情の趣旨と陳情事項の主な内容の朗読をもって説明とさせていただきます。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第9号、件名は介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情であります。

陳情者は、名古屋市北区柳原3丁目7番8号、春の自治体キャラバン実行委員会代表、

西尾美沙子氏であります。

陳情の趣旨は、「下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。」として、「介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。」であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

15番、鈴木君。

15番鈴木 久夫君 介護・障害福祉の現場というのは、現状としては人手不足がもう根底にあると思っております、その人手不足、職員の確保ができないという問題といたしますか、課題があるかと思えます。

業務の効率化という観点で、人工知能とか情報通信技術などを生かした、または見守りセンサーロボットなどの活用もあるかと思いますが、そういったことの前提の中で人員配置の基準の緩和を求めていくべきかなというふうに思います。

また、今事業所の4割近くが1つの事業所でこういった介護・障害関係の施設を運営されておりますけれども、やはりこれも業務の効率化という観点で経営の大規模化が必要ではないのかなと思います。基本的に介護業者の方は中小企業という形になってる事業所が多いと思いますし、収入面については公定価格によっている以上、費用面の効率化が重要かなと思います。費用構造の改善を図っていく方向として、報酬アップにつながればとも思っております。

以上の観点から、このような意見書は見合わせていきたいかなというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 今、鈴木委員もおっしゃったことはよく理解できるかなと思いますけれども、実は私もこういった企業だとか施設関係者とも今コンタクト取って、いろいろ相談受けているところあるんですけども、やはり、こういったことを安易にしまうと非常に経営がひっ迫して、非常に厳しい状況になっていくということも今直面しております。

実際一昨年、私が知っておったところでも、同じようなことを周囲の人に頼まれて、実はやってしまったんですね。やったことによって、要するに労務費というものがすごく増えて、人を増やすという判断をしてしまったりだとかいうことで、当然残業も増えてみたりだとかいろんなこともしまして、当然労務費が上がってしまっって、大体経営の圧迫する理由として、やっぱり労務費という人件費が、そういったものが非常に圧迫するということを改善しとるとよく言われております。

ですので、そういった労務費だとか人員を増やしてくという観点は、やっぱりちょっと非常に厳しいものがあるかなというのが、私の経験からは。

まずやることとしては、今の現状の人員の中で、どれだけ人の仕事で無駄があるかということを、徹底的に見直しして改善して、その改善の中にも、先ほど鈴木さんが言わ

れたようなアイテムも絶対出てくるとは思いますけども、そういった観点でしていかないと、人を増やすばかりで、絶対に経営は圧迫されていくような状態が続くかと思えますので。

実は、私もつい1年前でしたけど、幸田町のある某箇所で、相談同じようなことを受けて調べたら、人が足りない、まだパートさん雇う、社員増やしてっていう話が出て、実際に調べさせてもらいましたけど、26人余ってるんです、人が。

だから、そういった人の無駄を省くことによって、そういった労務費だとか、人の有効活用というものを、人は財産ですので、有効活用できるような仕事をまずやらせるということが、とても大事ではないかなということから、すぐにこういった報酬を上げるだとか、ほとんどが人を増やすという形になっていくケースが多いかと思えますけども、そういった今回のような、ちょっと安易に進めるところが非常に怖い部分あるかなと感じておりますので、もう一度、そういった原点に返った、改善をした上での考え方を整備したほうがいいかと思ひまして、この陳情に対しては、ちょっと私は賛成できるというようなことはありませんので、不採択させていただきたいなというように思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 経営面から言われたわけでありましてけれども、確かに経営面といろいろと無駄もあるかというふうに思うわけでありまして、全体としては、やはり今の介護職場、障害者福祉の職場におきましては、人手不足ということで、国のほうもかなり危機感を持っているかというふうに思うわけでありまして。

しかしながら、その対応はどうかというと、介護職場や福祉職場における賃金の3%アップとかそういうことをやっているわけでありまして、それでもなかなか集まらない、人が足りない、成り手がない、そういう状況の中で、ますますこの1人職場になりますと今度はロングになってしまって、かなりの重労働になって、さらに悪化をしていくという状況が生まれかねない状況であります。

幸田町の特別養護老人ホームは、2か所にしますと、ユニット対応ということでやられているわけでありまして、そこでもユニットでありながら夜勤体制が整わないという状況も生まれてきている中で、人が余っている状況ではないというふうに思うわけでありまして。

調べられたところがどこかよく分かりませんが、しかしながら、全体としては、やはり介護の職場においてはかなり厳しい状況だということで、そして、成り手不足を補うためにどういうふうな対応取ってるかということ、海外から人を雇って、そして習得をさせて、そして補っていると、こういう状況であるわけでありまして。

そういう点からいいますと、私はやっぱりこれは国に対してきちんと対応を求めるべきだというふうに思いますし、またこの1人配置ということで、各職場の中で問題もかなり起きております。

幸田町の中では、そうした問題が表面化はしていないわけではありますけども、それでも

やはりやめる人が続出して、そして、例えば本来ユニットでやっているところがユニットを開けないという、そういう状況も生まれてきたということもあるわけですので、その辺のところはやっぱり十分理解していただいて、私はこの複数配置で十分夜勤勤務もできる体制づくりというのは、国に求めていくべきだというふうに思いますし、また、こうした職場における介護職場や福祉職場における報酬単価、これはきちんとアップすべきだというふうに思いますので、その辺のところ、私はこの陳情は国に対してきちんと意見書を出すべきだというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 今のお話の中に、私は今の現状に人から、多く人を増やしていくだとか、そういう考え方というのはやっぱり圧迫してくという話を先ほど私しましたけど、まずいろんな施設、私も数か所見て回ったんですけども、現状の仕事のやり方の中でやっぱり無駄って絶対あるんですよ。

例えばここに15人の介護士がおったとすると、その人たちの仕事を見てると、いろいろ調べていくと、10人のやり方としてはちょっと余裕率があるよねだとか、ちょっと無駄があるよねというようなことがやっぱり見えてくるんですよ。

実際そこの先生方に聞いても、やっぱりそういった改善という切り口で物の見方してないから、最初にセットされた仕事の状態でやっとならなくて、長いことやってしまうというケースもあって、私は改善というメスを入れて、そういった少数精鋭でやっていくという考え方を持っていかないと、経営は圧迫されてくたあということでお話しさせてもらってる。

確かに世の中厳しいというのは聞いております。聞いておるけど、まだまだ取り代はあるかと思うということで、ちょっとお話しさせていただいてる。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 別に私そこを否定しているわけじゃないわけでありまして、全体としては、やはりこうした重労働の介護職場においても、成り手不足というのは全体的に発生してきている状況ということは、やっぱり分かっていたきたいなというふうに思いますし、また、先ほど鈴木委員が言われましたように、幸田町でも介護ロボットを導入したりとか、そういうことで作業効率を上げるという、あるいは、見守り機能を充実させていくという、そういうものも取り入れて補助をしたりしているとか、そういうことはやっているわけでありまして。

確かに人間のやることでありますので、無駄があつたりとかそういうことをするわけではありますが、ただ、この夜勤勤務においては、やはり成り手不足というのはない。そういうところで、いろんな例えば外に出て行ったりとか、あるいは患者の様態が急変したりとか、そういうところに目が行き届かない部分がある。例えば、介護者がまた何かあったときに、誰がそのところを補うのかということもあるわけです。

これは、私が介護と障害者福祉の職場でなくて、医療現場でもそうなんです。やっぱり夜勤の体制は充実させていくということで求めてきてもいるわけですので、その辺

のところはやっぱり夜勤勤務の関係で、全体的な体制を充実させていかないと駄目なんじゃないかということで、この陳情も出てきたかというふうに思いますので、その辺は理解していただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

副委員長 私は反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

幸田町内の介護施設、それから障害施設、先ほど丸山委員も言われましたけど、複数あります。それぞれユニットで対応しているところもあったりしながら、加配をしている施設もあると今聞いてます。そういったところも多いものですから、皆さんの対応の仕方としては、複数人で連携した対応をされてるというのが実態だというふうに聞いております。

それから、それぞれの施設から、現状だと直接こういった要望が今出されてないというふうに私は認識をしております。

今回そういった面でいくと、幸田町としては直接今回の意見書を出す必要はまだないのかなというふうに受け止めをしています。

ただ一方で、やっぱり考え方としては、介護職員の処遇改善加算の申告をしっかりともらう徹底だとか、あと実際に今も意見が出てましたが、介護従事者の働きがいのある職場、これをつくっていかないとやっぱりいかん状況にもありますので、そういった職場づくりの推進が最重要課題だというふうに私は考えてます。

今後を見据えると、やっぱりこの1人夜勤の課題、こういったところに対しては、人手不足の状態が生じた場合に、サポート体制をどうするんだとか、あと定時連絡におけるフォローの体制、それからあと職員の定期的なストレスチェック、こういったものを実施などをしながら、施設の利用者とその職員が守られるようなそういった取組にしていく必要がありますので、ぜひその検討はこれからも進めていかなきゃいけない必要性は感じております。

そういったものを含めると、今回は意見書の提出は見送ってもいいのかなということで、反対という立場です。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

副委員長、朗読をお願いします。

副委員長 陳情第10号、件名は、保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情であります。

陳情者は、陳情第9号と同様であります。

陳情の趣旨は、「下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。」として、「国の定める保育士配置基準を抜本的に改善すること。」をはじめ2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いいたします。

15番、鈴木君。

15番鈴木 久夫君 保育士の配置基準を抜本的に改善するということですが、この基準を引き上げていきますと、全施設で基準に見合う保育士を確保していかなければならないということになります。現実、現状は無理かなということを思っております。

そして現場にも混乱が生じてくるのかなというふうに思います。

保育士を手厚く配置した施設につきましては、国、県、町、公共がその運営費を加算して支給していくような方法がいいのかなというふうに思います。

保育士給与の改善のための公定価格引上げについてであります。令和4年に保育士の処遇改善臨時特例事業が実施されたようであります。月額給付制限が賃上げをされたと聞いておりますけども、ただ、全ての保育士が上がったわけではないようで、勤務している保育所の賃上げを行った施設に、国が必要な費用を補助する仕組み、制度であったのかなと思います。

2013年度から様々な取組を合わせていきますと、約13%、月額4万1,000円が改善されたようであります。

保育士の負担軽減に、先ほども申し上げましたようなICTとかなどの活用によって、業務の効率も必要かなと思います。

以上の観点から、国への意見書は見合わせていくのかなということを思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 保育所の配置基準、保育士の配置基準につきましては、75年前の当時と変わっていないという状況の中で、やはりゼロ、1が3対1、2歳児が6対1、そして3歳児が20対1、4、5歳児が30対1というこの基準が変わっていないわけでありませう。

乳児につきましては、これが若干改善をされてきた部分もあるわけですが、しかしながら、非常に大変な状況で人手不足ということにもつながっております。

幸田町におきましては、幸田町の保育所はそうした若干配慮をして、加配をしております。しかしながら、この加配をしている部分につきましては、パート対応とか非常勤、

なおかつクラス担任を持ってても非常勤で対応しているという状況があるわけです。

先ほど、鈴木委員が言われましたように、特例措置が設けられてやっているわけですが、それは保育所の規模が120定員、定数が120人以上という中で頂けると、こういう状況でありまして、これは幸田町の中では全て対応しているというわけではございません。

ですので、そういった観点から、やはりこれは保育所の配置基準、保育士の配置基準をやっぱり変えて、そして過重労働を改善していくと、こういうことが必要かというふうに思います。

それと、保育士の給料もかなり抑えられていて、一般の企業よりもかなり低い金額に抑えられているということは前々から大きな問題になってきているものであります。そういう観点からも、やはり私は、毎年これ出てまいりますけれども、保育士の配置基準と公定価格、これも低く抑えられながら、各自治体への基準も抑えられてきているわけですので、その点につきましても、やはりこれは、幸田町の保育所も長続きさせていく、そういう観点からも、これはきちんと国に求めるべきではないかというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

4 番、松本君。

4 番松本 忠明君 私はこの陳情に対しては反対です。

その理由は、まず私これを見たときに、過去にも同様な陳情がないかと見てきたんですけれども、過去から、何件か同様な陳情をされてます。

理由を見てみると、やはり根本的にあるのは先ほどの介護士の場合と、介護の場合と一緒に、人手不足が一番大きいのかなと。

以前のときには、そういう人手不足による長時間労働だとか、過密労働だとか、そういうことが問題であるということから、配置基準の見直しということが言われていました。

それから今回ですと、やはり潜在保育士さんがたくさん見えると。そういう一人一人をうまく活用しなきゃなと。いろんな課題がここにあると思うんですね。

そういうことをやっぱり総合的に見て、しっかり手を打っていかないと、単にここで言ってる配置基準の見直しというのを、どこの部分に重点を置いてやったらいいかということが、しっかり見えないところがあるんで、そこをしっかりと提案していただく中身になっていけばいいですけれども、少し理由を変えて出しているというような感覚もちょっとありますので、こういったところはしっかり、本当に問題というのは何のか。人手不足、それによって起こってくる課題というのは何があって、それに対してどういう手を打っていかないといけないのか。

先ほど鈴木委員からも、それから丸山委員からもお話があったような、現状の職場への課題、それに対して、先手を打っていること、そういったことをしっかり整理しないと、これ単に、毎年毎年出ているこれに対してやっていくというのはどうかなということが一つ。

それから、もう一つは、やはり先ほどあったように、ここ数年、少子高齢化ということが非常に課題だということが、国としても取り上げられていて、国としても異次元の

少子化ということで、去年の特例措置だとかそういうことが取られてきています。そういったこともしっかり踏まえて、先ほどお話ししたような、根本的な原因が何なのか。それに対してどういう手を打っているのか。どこが足りていないのか。そういったことをしっかり打ち上げてあげないと、これをそのまま陳情することは。

特に、公定価格を上げるというところについて言うと、よく一般的には給付水準が低いと言われてますけど、それはどういった内容でどういうところが足りていないのか、そういったところの分析のほうが十分できていないと思いますので、この陳情の中身で、そのまま採択するというのは、私は反対です。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

副委員長 私からは反対の立場で意見を申し上げます。

保育士の賃金処遇や、待遇面も改善が必要な項目ではありますが、最大の最重要課題、こちらについては多くの保育士資格を持つ方々に、働きがいを実感してもらえる改善、こういったものが必要だと思っております。その部分をしっかりとやっていくことで、人手不足の部分が少し解消に向かうかなという考えを持っておりますので、今回の意見書の提出に対しては、反対の立場でおります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時3分

委員長 長時間熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

散会 午前10時3分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和5年6月19日

福祉産業建設委員会
委員長